

biwakobb 固定 IP インターネット接続サービス規約

株式会社フォーサイトウェブ(以下「当社」)は、当社の提供する固定 IP インターネット接続サービス(以下「本サービス」)及びオプションサービスに関し、本サービスの利用者(以下「会員」)に対し、以下のとおり規約(以下「本規約」)を定めます。

(本規約の適用、変更、通知)

- 第 1 条 本規約は、本サービスを提供する際の当社と会員とのいっさいの関係に適用されます。
- 第 2 条 当社は、会員と個別の協議をすることなく本規約を変更することができ、会員は規約の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 第 3 条 当社は変更後の規約を本サービスのホームページへアップロードすることにより速やかに会員へ通知します。会員は遅延なく閲覧する義務を有します。会員が閲覧義務を怠ったことにより被った被害について、当社は一切その責任を負いません。

(契約の申込み、成立、契約期間)

- 第 4 条 当社の定める一定の地域内に住所を有する申込者が、本規約に同意し当社指定の入会申込方法により申し込むものとします。
- 第 5 条 当社が申込者の申込みを承諾した時点で会員契約は成立します。当社は登録通知書を申込者に発送することにより承諾したものとします。尚、当社は入会申込みを承諾しない場合があります。当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。
- 第 6 条 契約期間は、契約期間を1ヶ月間とする月契約、契約期間を1年間とする年契約の2種類とし、申込者が申込時にいずれかを選択するものとします。
- 2 会員及び当社が会員契約を終了させるとの意思表示を相手方に通知しなかった場合は、会員契約は、契約期間満了日の翌日から、月契約の場合は1ヶ月、年契約の場合は1年、それぞれ延長されます。

(契約の変更)

- 第 7 条 会員は、名前や住所など会員の情報に関することに変更があった場合は、当社所定の変更届出書により速やかに届出るものとします。
- 第 8 条 会員は、サービスコースを変更しようとするときは以下のとおり届出るものとします。
- (1)月契約の会員がサービスコースを変更しようとするときは、契約期間満了日の1ヶ月前までに当社所定の方法により申込み、当社が承諾することによって、当社指定の時点から新コースのサービス提供を受けることができるものとします。

(2)年契約の会員がサービスコースを変更しようとするときは、いつでも当社所定の方法により申し込むことができ、当社が承諾することによって、当社指定の時点から変更後のサービス提供を受けることができるものとします。この場合、変更前のコースの料金のうち、変更時から変更前のコースの契約期間満了日までの期間に相当する料金は、変更後のコースの料みに振替えることとし、現金による返金はいりません。

第 9 条 会員は、契約期間の変更をしようとするときは以下のとおり届出るものとします。

(1)月契約の会員が年契約へ契約期間の変更をしようとするときは、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに当社所定の方法により申込み、当社が承諾することによって当社指定の時点から年契約の契約期間に変更することができます。

(2)年契約の会員が月契約へ契約期間の変更をしようとするときは、いつでも当社所定の方法により申し込むことができ、当社が承諾することによって、当社指定の時点から月契約にすることができます。この場合、変更前のコース料金のうち、変更時から変更前のコースの契約期間満了日までの期間に相当する料金は、変更後のコースの料みに振替えることとし、現金による返金はいりません。

第 10 条 会員は、料金支払方法の変更をしようとするときは以下のとおり届出るものとします。

(1)月契約の会員が支払方法を変更しようとするときは、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに当社所定の方法により申込み、当社が承諾することによって、当社指定の時点から、料金支払方法を変更することができます。

(2)年契約の会員が支払い方法を変更しようとするときは、いつでも当社指定の方法により申し込むことができ、当社が承諾することによって、当社指定の時点から支払方法を変更することができます。この場合、変更前のコース料金のうち、変更時から変更前のコースの契約期間満了日までの期間に相当する料金は、変更後のコースの料みに振替えることとし、現金による返金はいりません。

第 11 条 会員は、オプションサービスの利用または利用中止を希望する場合は、当社所定の方法により当社に届出るものとします。

(権利譲渡の禁止)

第12条 会員は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

(契約上の地位の承継)

第 13 条 会員である法人が合併した場合、会員の地位は合併後の法人に承継されます。

合併後の法人(以下「承継会員」)は会員契約に基づくいっさいの債務を承継するものとします。

2 会員は、合併が決定された場合、速やかにその旨を当社に書面で通知するものとし、承継会員は、法人登記簿謄本等の必要書類を添付して、速やかに当社に届出るものとします。

3 当社は前項の届出を受けた後 14 日以内に、承継会員に通知することにより、会員契約

を解除することができるものとします。

(最低利用期間)

- 第 14 条 本サービスコース、内容、料金は別紙1の通りとします。
- 2 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、会員が暦月の途中に利用を開始した場合は、翌月1日より課金するものとします。
 - 3 本サービスの最低利用期間は、月契約の場合課金を開始した月から起算して1ヶ月間とします。年契約の場合1年間とします。
 - 4 初期費は初回利用分に合算します。
 - 5 前項の最低利用期間内にサービス解除した場合、及びサービスの利用を開始する月にサービス解除した場合でも会員は最低利用期間の料金を支払うものとします。また、すでに支払った料金については理由のいかんを問わず当社は一切返金いたしません。

(会員の義務、責任)

- 第 15 条 会員は本サービス料金及び消費税相当額を以下のいずれかの方法により支払うものとします。支払期日は、月契約の場合は課金開始日以降毎月翌月末まで、年契約の場合は課金開始翌月末までとします。

(1)当社からの請求書による支払い。ただし年契約の会員に限ります。また銀行振り込みによって支払う場合の振込手数料は会員の負担とします。

(2)当社が指定する集金代行業者を通じ、当社の指定する期日に会員が指定する預金口座からの自動引落しによる支払。

- 第 16 条 会員は、本サービスに関する料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が別途定める方法により支払うものとします。

- 第 17 条 会員は、料金その他の債務(遅延利息を除く)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を遅滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合はその限りではありません。

- 第 18 条 利用会員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアなどを準備、維持するものとします。

- 第 19 条 会員は、入会申込み後、当社が会員に付与するユーザーID及びパスワードなどの管理責任を負うものとします。当社は、ID及びパスワードの使用上の過誤や管理不十分などによって生じた損害について、当社はいつさいの責任を負いません。

(固定 IP アドレス)

- 第 20 条 当社は会員に、申込コースに応じて固定 IP アドレスを付与します。
- 会員は、当社が指定した固定 IP アドレスを使用するものとし、当社が固定 IP アドレスを変更する場合には異議なく承諾するものとし、会員は、固定 IP アドレスを厳重に管理するものとし、これらの不正利用により、当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとし、
- 固定 IP アドレスの使用上の過誤によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。

(禁止事項)

- 第 21 条 会員は、本サービスの利用にあたり以下の行為を行うことはできません。
- (1)本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (2)有害なコンピュータプログラム等を送信し、またはこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
 - (3)他人の ID 及びパスワードを使用する行為
 - (4)他人の知的財産権(著作権、商標権、意匠等)またはその他の権利を侵害する行為
またはそのおそれのある行為
 - (5)他人の財産、肖像権、プライバシーを侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (6)他人を誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (7)猥褻・児童ポルノ・幼児虐待にあたる文書・図画・映像等を送信または表示する行為
 - (8)公職選挙法に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (9)法を逸脱した、または逸脱する恐れのある営業行為(無限連鎖講の開設・運営、若しくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引等)
 - (10)他の会員の会員端末または本サービス用の設備の稼働に支障を与える行為
 - (11)不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、及び他人になりすまして情報を送信または表示する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む)
 - (12)事実に反する情報または意味のない情報を送信または表示する行為
 - (13)受信者の同意のない広告、宣伝または勧誘のメールを送信する行為
 - (14)受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール、迷惑メール)を送信する行為
 - (15)通信サービスまたはインターネット接続サービスを行う行為
 - (16)本サービスの運営を妨害する行為またはそのおそれのある行為
 - (17)法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (18)各地方自治体の制定する青少年保護育成・健全育成を目的とする条例、消費者保護を目的とする条例、その他の条例に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (19)性風俗特殊営業に利用する行為
 - (20)公序良俗に反する行為及び未成年者に悪影響を及ぼす行為またはそのおそれのある行為

(21)前各号に掲げる禁止行為を行うための手段として、実在しないメールアドレス宛にメールを送信する行為

(22)前各号のいずれかに該当する他人のデータ・情報等へリンクを張る行為

(23)その他、当社が不適切と判断する行為

(情報の取扱い)

第 22 条 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても本サービスを通じて提供されるいかなる情報またはファイルについて、著作権法で認められた会員個人の私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。

2 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても自らまたは第三者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる情報またはファイルについて使用し、公開し、または使用させ、公開させることはできないものとします。

3 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、会員は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとします。

(ユーザー情報の利用)

第 23 条 当社は、会員に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先等の情報を、本サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の会員規約等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、会員に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(サービスの運営)

第 24 条 当社は第 21 条(禁止事項)に規定する行為があると思われる場合、その他当社が必要と認める場合には、本サービス上で行われるサービス及び会員が開設したホームページを監視し、これらへのアクセスを制限し、あるいはこれらを削除することができるものとします。また会員は監視、制限、削除に関していかなる請求も行うことはできないものとします。

(会員が行う契約の解除)

第 25 条 会員は、解除希望日の 1 ヶ月前までに当社指定の方法により届出ることにより会員契約を解除することができます。

2 利用開始日の含まれる当該月で契約解除することはできません。

3 契約解除時までの会員の本サービス利用により発生した債務は退会後といえども存続し、会員は当社に対し、その債務の履行義務を負います。また、当社はすでに支払われた料金などの払い戻し義務を一切負わないとともに、会員が契約解除に伴って当社に対してなんらかの請求権を取得することを一切認めません。

(当社が行う契約の解除)

第 26 条 当社は、会員は次のいずれかひとつにでも該当する場合は、事前の通知をすることなく会員契約を解除することができます。

- (1)会員が当社の提供する他のサービスにおいて当該サービス利用に関する利用規約違反を行った場合。
- (2)会員が第 21 条(禁止事項)の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合。
- (3)当社提携先が提供するオプションサービスの利用に関し、当該提携先の定めるサービス約款に違反し、当該提携先からオプションサービスの利用を停止する旨の連絡を当社が受け、当社が本サービスの利用停止が相当だと判断した場合。
- (4)会員が死亡したことを当社が知った場合

前 4 項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

(サービスの中止・中断)

第 27 条 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービス及びオプションサービスの提供を中止・中断できるものとします。

- (1)本サービスのシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合。
 - (2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3)その他、当社が本サービスの提供上、一時的な中断が必要と判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止・中断などの発生により、会員または第三者が被ったいかなる損害についても、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

(サービス提供の停止)

第 28 条 当社は、会員が次のいずれかに該当するときは、本サービス及びオプションサービスの提供を停止することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2)第 21 条(禁止事項)に定める禁止事項に抵触する行為を行ったとき。
 - (3)その他本サービスの利用に係る会員の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日、及び期間を会員に通知します。
- 3 本サービスの停止の理由が消滅した場合は次の各号に基づきサービスの停止を解除いたします。
- (1)本条第 1 項第 1 号の理由によるサービス停止の解除は、料金その他の債務の支払

が確認された時に行うものとします。なお、確認につきましては金融機関等からの入金通知後、通常の事務手続きに基づき当社が確認を終了した時をもって確認完了といたします。

(2)本条第1項第2号または第3号の理由によるサービス停止の解除は、会員の規定に違反する行為を改善し、当社において再度の規定違反のおそれがないことが確認されたときをもって行うものとします。

4 本条に定めるサービス提供停止期間中も、会員は本サービス及びオプション利用料金の支払い義務を要します。

(通信利用の制限)

第29条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、それらの予防若しくは救援、交通、通信、電力供給の確保及び秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を制限するときは、あらかじめそのことを会員にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 異常トラフィック発生等通信が著しく輻輳した場合には、本サービスの利用を制限する場合があります。

4 当社は、ネットワークに過大な負荷を与える恐れのある利用方法をとる会員を認めた場合、若しくは本サービスの他の利用者に不都合が生じると当社が判断するとき、その会員のサービスの利用を制限する場合があります。

(免責事項)

第30条 当社は、本サービスの内容及び会員が本サービスを通じて得る情報等について、完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

2 当社は、当社の責めに帰すべき理由により本サービスの提供をしなかったときに会員に損害が発生した場合は、そのサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、その状態が24時間以上継続したときに限り、その連続した時間に対応する日数(24時間の倍数である部分(小数点以下の端数は切り捨てます。))に限り、それに相当する定額料金の額を上限として、当社が後に請求する本サービスの利用料から減額することにより、賠償に応じます。

3 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、若しくは廃止、サービスを通じて登録、提供される情報等の流失若しくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員または第三者のいかなる損害についても、前項の場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

4 会員または第三者の本サービスに関連して発生した逸失利益を含む間接障害についても、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

(管轄裁判所)

第 31 条 本サービスに関連して、会員と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

2 前項の協議をしても解決しない場合、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

(その他)

第 32 条 本規約に定めなき事項が生じた場合は、会員及び当社は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

■ 基本サービスコース

フレッツADSL/Bフレッツコース	料金		
	初期費	月契約	年契約
フレッツ ADSL IP1	¥5,000	¥1,980	¥19,800
フレッツ ADSL IP8	¥5,000	¥4,980	¥49,800
フレッツ ADSL IP16	¥5,000	¥9,800	¥98,000
フレッツ ADSL IP32	¥5,000	¥14,800	¥148,000
Bフレッツ ベーシック IP1	¥5,000	¥4,980	¥49,800
Bフレッツ ベーシック IP8	¥5,000	¥9,800	¥98,000
Bフレッツ ベーシック IP16	¥5,000	¥19,800	¥198,000
Bフレッツ ベーシック IP32	¥5,000	¥29,800	¥298,000
Bフレッツ ファミリー/ファミリー100 IP1	¥5,000	¥2,480	¥24,800
Bフレッツ ファミリー/ファミリー100 IP8	¥5,000	¥5,980	¥59,800
Bフレッツ ファミリー/ファミリー100 IP16	¥5,000	¥9,800	¥98,000
Bフレッツ ファミリー/ファミリー100 IP32	¥5,000	¥14,800	¥148,000
Bフレッツ マンション IP1	¥5,000	¥2,480	¥24,800
Bフレッツ マンション IP8	¥5,000	¥5,980	¥59,800
Bフレッツ マンション IP16	¥5,000	¥9,800	¥98,000
Bフレッツ マンション IP32	¥5,000	¥14,800	¥148,000

フレッツ光プレミアムコース	料金		
	初期費	月契約	年契約
フレッツ光プレミアム ファミリー IP1	¥5,000	¥2,480	¥24,800
フレッツ光プレミアム ファミリー IP8	¥5,000	¥5,980	¥59,800
フレッツ光プレミアム ファミリー IP16	¥5,000	¥9,800	¥98,000
フレッツ光プレミアム ファミリー IP32	¥5,000	¥14,800	¥148,000
フレッツ光プレミアム マンション IP1	¥5,000	¥2,480	¥24,800
フレッツ光プレミアム マンション IP8	¥5,000	¥5,980	¥59,800
フレッツ光プレミアム マンション IP16	¥5,000	¥9,800	¥98,000
フレッツ光プレミアム マンション IP32	¥5,000	¥14,800	¥148,000
フレッツ光プレミアム エンタープライズ* IP1	¥5,000	¥4,980	¥24,800
フレッツ光プレミアム エンタープライズ* IP8	¥5,000	¥9,800	¥59,800
フレッツ光プレミアム エンタープライズ* IP16	¥5,000	¥19,800	¥98,000
フレッツ光プレミアム エンタープライズ* IP32	¥5,000	¥29,800	¥148,000

■コース変更手数料 ￥5,000

■ オプションサービス

・ドメイン取得代行、及び初年度料金 ￥7,000

・ドメイン更新料(年額) ￥5,000

※ 一部のドメインについてはこの料金より高くなる場合があります。

		初期費	月契約	年契約
ド メ イ ン 取 得	代行及び 初年度料金 (年額一括のみ)	¥7,000		
	ドメイン更新料 (年額)	—	—	¥5,000
ブ ラ イ マ リ D N S (サ ー バ 提 供 付)	Zone(ドメイン) 1個	¥5,000	¥1,000	¥10,000
	Zone(ドメイン) 無制限	¥5,000	¥10,000	¥100,000
	逆引きDNS サーバ提供	¥5,000	¥1,000	¥10,000

※初期費は初月利用料金に合算します。

※コース変更手数料は、変更後の初月利用料金に合算します。

※表示金額に消費税は含まれておりません。